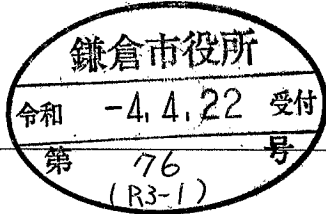


助言又は指導に対する方針書

令和 4 年 4 月 22 日

(宛先) 鎌倉市長



事業者 住所 神奈川県横浜市神奈川区山内町 15 番地 4
 氏名 三本珈琲株式会社 代表取締役 山本聡
 電話 045-461-0111

代理人 住所 神奈川県横須賀市森崎 1-2-17 栄田ビル 3007
 氏名 ACT.1 総合デザイン事務所 二重作幸人
 電話 046-837-8793

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。

事業の目的		工場の増築 (倉庫 1 棟)	
事業区域	地名地番	鎌倉市岩瀬字下土腐 1137 番 4 外 2 筆及び 1137 番 1 外 2 筆の各一部	
	面積	7966.41	m ²
項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針	
1	うるおいのある空間の創出について 当該地の緑化にあたっては、緑の質と量の充実を図ることにより、ゆとりが感じられる緑化空間の確保に併せ、事業区域周辺からの見え方に配慮し、沿道や工場入口付近における修景の工夫を施すとともに、オープンスペースを設置することにより、うるおいの感じられる空間を創出すること。	緑化にあたっては沿道や工場入口付近及び敷地道路側に現状にて全面的に緑化がされておりこのスペースを今後とも維持確保し、新設及び既存緑化部分についても、工場の社員が自由に出入りできる、うるおいの感じられる空間のオープンスペースとする。	
2	環境及びエネルギー面への貢献について 第 3 期鎌倉市環境基本計画及び鎌倉市エネルギー基本計画の趣旨、2050 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロに	省エネルギーの推進については省エネ法に基づき省エネ計画の届け出を確実に致すとともに建物実施設計及び建築にあたり、屋根	

する事を目指す鎌倉市気候非常事態宣言並びに地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー電気の導入などにより、温室効果ガスの削減に努めてください。また、本事業における施設整備においては、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの消費を減らすための建築物の高断熱化や、太陽光発電設備などの発電設備の導入を検討してください。

3 ごみの適正な管理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業所で発生するごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理が行える計画にするとともに、ごみの分別、管理に十分なごみ集積施設の規模（スペース）や配置とするよう検討して下さい。

及び外壁等を高断熱部材の仕様とし、又、太陽光発電設備の導入等も実現すべく前向きに検討実施する。

尚、既存建築物にも現状にてすでに太陽光発電設備も導入されており今後も継続して適正な維持管理使用をしていく。

当鎌倉総合工場は、2018年度対比で2030年度までにCO2排出原単位で-30%

を目指しており、その目標達成に向けて太陽光発電機の設置、照明器具のLED化、節電運動などを実施する。

また、コーヒー製造時に発生する臭いや煙を低減する為、触媒脱臭装置を設置し、原料についても有機栽培やレインフォレスト・アライアンス認証産のコーヒーを積極的に使用するなど、地域環境、世界の環境に配慮した取り組みを進めている。

事業所にて発生するゴミは現状にてすでに発生抑制、再生利用、処理をしており、やむを得ず発生するごみ（コーヒーの内皮等）は契約農家での堆肥利用や動物園での動物の寝床として再利用し破棄しない事としている。又、やむを得ず販売できない製品は温浴施設のコーヒー風呂原料やフードバンクへの寄付を行う事としている。

ごみの分別管理についても現状で集積スペースも確保されており今後とも十分な管理に努める。

また、当工場のSDGsの取り組みについては、業界初となる消費者庁が主催する「令和3年度食品ロス削減推進大賞」において、

「事業系食品ロスからはじまる全員参加型食品ロス削減モデルの構築」が食品ロス削減推進大賞審査委員会委員長賞を受賞したほか、農林水産省から取材を受けて同省HPに事例として紹介されるなど、積極的に取り組んでいる。

<p>4</p>	<p>今後の手続き及び周辺地域への配慮について</p> <p>今後、手続きが必要となる「鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」等において、引き続き、周辺住民との良好な対話と協議を行いながら計画へ反映し、具体的な公共施設等の整備に係る技術審査については、関係各課と十分な協議を行ってください。</p> <p>また、地域住民、緊急車両等の通行に支障がないように安全性を考慮した道路通行計画を検討してください。</p>	<p>今後の「鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」等につき周辺住民と良く、対話と協議を行いながら計画へ反映し、行政関係各課等との技術審査について、十分な協議を行っていく。</p> <p>また、地域住民、緊急車両等の通行に支障がないよう車両の入庫、出庫について建築工事中は勿論のこと、その後においても歩行者が集中する通勤、通学時間帯は避けるべく安全性を考慮した道路通行計画とする。</p> <p>尚、本事業（倉庫増築）後も車両の入庫、出庫台数の増加はなく、現状にても周辺道路等への車両の停滞はない。</p>
<p>5</p>	<p>その他</p> <p>工場立地法における特定工場に該当することから、開発事業区域のみならず、工場敷地全体に対する緑地面積及び環境施設面積（緑地、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など）の確保が必要となるため、事前に関係各課と十分な協議を行ってください。</p>	<p>工場立地法における指定施設の協議に関しては現状にてすでに届け出がされており、今回、倉庫増築の為、今後は関係各課へ変更届け諸手続きを提出する事となっている。</p> <p>緑地面積及び、環境施設面積等、工場敷地全体にても検討等関係各課と十分な協議を行っていく。</p>